

【イギリス】2025年計画及びインフラ法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025年12月18日、経済成長戦略の一環として主要なインフラ計画の決定を迅速に進めるため、開発計画に関する諸制度を改正する2025年計画及びインフラ法が制定された。

1 概要

2024年12月、政府は、政策文書において、開発計画に関する規則を改正し、150件の主要なインフラに関する開発計画の決定を迅速に進めるとの目標を掲げ¹、そこから2025年2月にかけて、計画委員会制度の改革、開発と自然再生に関する新たなアプローチ等、開発計画の様々な側面に関する一連の作業文書を公開した²。2025年12月18日、作業文書の提案を一部盛り込んだ2025年計画及びインフラ法（以下「2025年法」）³が制定された。2025年法は、全6部119か条及び附則5編から成る。本則の構成は、第1部「インフラ」（第1条～第50条）、第2部「計画」（第51条～第58条）、第3部「開発及び自然の回復」（第59条～第99条）、第4部「開発公社」（第100条～第104条）、第5部「強制収用」（第105条～第114条）、第6部「雑則及び一般規定」（第115条～第119条）である。適用範囲は、原則として、イングランド及びウェールズであり（第117条）、施行日は、制定日又は制定日から2か月後とされた規定を除き、主務大臣が制定する規則に委ねられている（第118条）⁴。

2 主な規定

(1) 国家的に重要なインフラ計画制度

2010年以降、主要なインフラ計画の大半は、国家的に重要なインフラ計画（以下「NSIP」）⁵制度に従って許可されている⁶。近年、NSIP制度に基づく許可に要する期間が長期化しており、2025年法は、より迅速で確実、かつ、低コストなNSIP制度の実現を目的として、計画制度の改正を行うものである。開発許可申請の審査を迅速化するため、NSIP制度において審査の際に参照するよう規定されている国家政策声明⁷に最新情報が記載されるよう5年ごとに審査し、改

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

¹ HM Government, *Plan for change: Milestones for mission-led government*, CP1210, 2024.12.5, p.24. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6751af4719e0c816d18d1df3/Plan_for_Change.pdf>

² “Planning Reform Working Papers,” 2025.2.13. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/collections/planning-reform-working-papers>>

³ Planning and Infrastructure Act 2025 (c.34). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/34>>

⁴ The Levelling-up and Regeneration Act 2023 (Commencement No.9) and Planning and Infrastructure Act 2025 (Commencement No.1 and Transitional Provisions) Regulations 2025 (No.1370 C.81). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/1370>> 他2件の規則が制定されている。本稿執筆時点で、2025年法の一部規定は未施行である。

⁵ Nationally Significant Infrastructure Projects. エネルギー、運輸、廃棄物、廃水、水の分野に分類される主要開発計画。発電所、空港等の開発計画が該当する。2008年計画法（Planning Act 2008 (c.29). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/29>>）に規定された基準を満たした場合には、建設前に開発許可を取得する必要があり、許可は地方自治体ではなく政府が行う。同法第14条～第30A条により、許可制度（NSIP制度）が規定されている。

⁶ 以下、本節の記述に当たっては、Ministry of Housing, Communities and Local Government, “Planning Reform Working Paper: Streamlining Infrastructure Planning,” 2025.1.26. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67953f8fc74f1dca7492f3bc/Planning_Reform_Working_Paper_-_Streamlining_Infrastructure_Planning.pdf> を参照した。

⁷ 開発許可申請の審査において考慮すべき、①インフラの必要性、②関連する政策及び評価原則、③環境等への影響及びその検討方法を分野ごとに定めたもの。エネルギー、運輸等、現在13件の国家政策声明が存在する。 *ibid.*, p.5.

正することを主務大臣に義務付ける（第1条）。過剰な協議を削減するため、NSIP制度において開発者に義務付けられていた、開発の影響を受ける可能性のある者（地方自治体、土地所有者等）との開発許可申請前の協議義務を廃止する（第5条）。

（2）地方自治体における標準化された委任制度の確立

地方自治体における職務の執行は、当該自治体が職務を遂行する目的で設置する委員会、かかる委員会が設置可能な小委員会又は担当官に委任することができる⁸。開発許可の決定について、委員会が審議する申請件数や種類は地方自治体間で大きく異なっており、政府は、①委員会に委任する基準の明確な規定がないこと、②委員会に委任された場合、地域計画⁹に準拠した開発計画などの問題のない計画について不必要な検討が行われ、決定が遅れていること、③委員会構成員の専門知識の不足などを委員会の運営方法に関する課題として指摘していた¹⁰。2025年法は、全ての地方自治体において、開発許可決定の標準化された委任制度を確立することを目的として、地方自治体が開発許可の決定を委員会、小委員会又は担当官に委任する要件（例外を含むことができる。）並びに委員会又は小委員会の規模及び構成の要件を規則¹¹により定める権限を主務大臣に付与する（第54条）。また、主務大臣の定める規則により、委員会の委員に対し、開発許可の決定に関する研修の受講を義務付ける（第53条）。

（3）開発及び自然の回復

政府は、開発による環境への悪影響を埋め合わせるだけでなく、開発により自然の回復を促進することを目指している¹²。2025年法は、環境への影響に対処するための措置を、個々の開発計画レベルではなく、適切な地理的規模で戦略的に実施することを目的として、環境対策の責任を適切な公的実施機関に移管し、措置を実施するための資金として開発者からの拠出を確保する仕組みを構築するものである。ナチュラル・イングランド¹³に対して、主務大臣の承認を得て、地域ごとの環境達成計画（Environmental Delivery Plan）を作成する権限を付与する（第64条～第66条）。当該環境達成計画においては、①開発によって悪影響を受ける可能性のある環境的特徴及び自然環境保護のために講ずるべき保全措置（第61条）及び②開発者が当該保全措置の費用を賄うためにナチュラル・イングランドに支払うべき自然回復負担金の額（第72条～第81条）を規定する。開発者は、開発に関連する自然回復負担金を支払った場合には、計画要件に基づく環境への影響の評価及び緩和措置を講ずる義務を負わない（第72条、附則第3）。

⁸ 1972年地方政府法（Local Government Act 1972 (c.70). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/70>>）第101条、第102条

⁹ 当該地域の地方議会又は地方計画当局によって作成される。当該地域の将来的なビジョンと住宅需要を始めとする経済的、社会的、環境的な優先事項に対処するための枠組みを提供するための計画。Planning Inspectorate, “Local plans: the examination process,” 2026.5.6. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/local-plans>>

¹⁰ Ministry of Housing, Communities and Local Government, “Planning Reform Working Paper: Planning Committees,” 2024.12.9, pp.1-2. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6756cec1a63e1781efb8777f/Planning_Reform_Working_Paper_-_Planning_Committees.pdf>

¹¹ 政府は、開発許可の決定において、専門知識を持つ担当官（通常、地方自治体の計画当局の長）の裁量権を確保したいと考えており、現在審議中の規則案（Town and Country Planning (Discharge of Local Planning Authority Functions) (England) Regulations 2026 (SI2026). <<https://statutoryinstruments.parliament.uk/instrument/jO3bpGDZ>>）において、担当官に委任しなければならない申請及び担当官の合意を得た上で委員会に委任する申請を規定している。

¹² 以下、本節の記述に当たっては、Ministry of Housing, Communities and Local Government and Department for Environment, Food and Rural Affairs, Planning Reform Working Paper: Development and Nature Recovery, 2024.12.15. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/675db3f7cfbf84c3b2bcf9f3/Planning_Reform_Working_Paper_-_Development_and_Nature_Recovery.pdf> を参照した。

¹³ イングランドの自然環境の保全、向上、管理を支援し、持続可能な開発に貢献することを目的として2006年に設立された、環境・食糧・農村地域省が管轄する政府機関。“About us.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/natural-england/about>>